

**令和3年度 引き上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が
充てられる社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度与那国町一般会計決算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化分）は下記のとおりとなります。

記

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 21,983 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 379,542 千円

(単位：千円)

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉費	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	194,430	12,518	0	640	11,255	170,017
			老人福祉費	5,267	0	0	526	286	4,455
	児童福祉費	児童福祉総務費	54,570	9	0	0	3,166	51,395	
		児童措置費	31,226	18,381	0	0	1,824	11,021	
		保育園費	94,049	6,547	0	6,128	5,452	75,922	
	生活保護費	生活保護総務費	0	0	0	0		0	
合計				379,542	37,455	0	7,294	21,983	312,810